

選択的夫婦別姓制度を導入する民法改正を求める要望意見書

国は3月、国連女性差別撤廃委員会から、選択的夫婦別姓制度の導入を勧告され、その実施状況について、「我が国の家族のあり方にかかわるもので、国民の間にさまざまな意見があることから」、「国民的議論を踏ふまえて慎重に検討する必要がある」との理由でたびたび勧告を無視してきました。

選択的夫婦別姓導入への法改正について、内閣府の世論調査では賛成が42.5%で反対の29.3%を大きく上回りました。政府の賛否が拮抗しているという言いわけは通りません。

女子差別撤廃条約は第16条ではっきりと「夫と妻の姓を選択する同一の権利」を明記しています。

世界の中で法律で同姓を義務づけ、強制している国は日本しかないとされています。「夫婦同姓」が定められている現行法では、改姓しているのは96%が女性です。多くの人が改姓によって「自分を失う」ような不利益をこうむっています。憲法は、第13条では「個人の尊厳」について、「すべて国民は、個人として尊重される」、第24条では、婚姻などにかかわる法律は「個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」とうたっています。

「個人の尊厳」は全ての権利の根幹であり、両性の平等の分野で貫かれてこそ日本は民主主義の国といえます。

法律婚を希望する4組の事実婚夫婦が別姓を求めて提訴することも起きています。

よって、国においては、世界で唯一例外的でおくれた国、国際的な流れとの関係でも取り残された国になっていることを自覚し、現行の民法を改正するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年6月21日

北海道余市郡余市町議会議長 中井 寿夫

【提出先】 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣